



歳末たすけあい援護金の申請を受け付けます

安心してお正月を迎えられるように、「歳末たすけあい募金」の中から、生活に経済的な支援を必要とする世帯へ、「歳末たすけあい援護金」を配分します。希望者は、9月25日発行の社協だより「新星」で詳細を確認のうえ、申請してください。

申請方法	「歳末たすけあい援護金配分申請書兼同意書」を社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。 (代理提出可)
申請期間	10月1日(木)～10月30日(金)

※申請書兼同意書は、9月25日発行の社協だより「新星」に掲載のほか、社会福祉協議会本所・各支所の窓口を設置、社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

申請・問 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125



社会生活基本調査にご協力をお願いします

総務省および茨城県では、国民の生活時間の使い方や自由時間の活動内容を調査する「社会生活基本調査」を行います。対象のご家庭に調査員が伺いますので、調査へのご協力をお願いします。

調査期日	10月20日(火) (5年ごとに実施)
調査期間	10月上旬から中旬
対象	全国から無作為に選ばれた10歳以上の世帯員約194,000人

※調査をよそおった不審な訪問者や電話などにご注意ください。また、金銭を要求することは絶対ありません。

※調査員は必ず「調査員証」を身に付けています。

問 茨城県 政策企画部 統計課 人口労働担当
☎029-301-2649



結婚50・60・70年を迎えるご夫婦をお祝いします

社会福祉協議会では、結婚50・60・70年を迎えるご夫婦にお祝いとして記念品(記念写真1枚)を贈呈します。記念写真の撮影は市内写真店のほか、ご自宅での出張撮影も可能です。

金婚(結婚50年を迎えるご夫婦)	
昭和51年1月1日から同年12月31日の間にご結婚されたご夫婦	
ダイヤモンド婚(結婚60・70年を迎えるご夫婦)	
・昭和41年1月1日から同年12月31日の間にご結婚されたご夫婦	
・昭和31年1月1日から同年12月31日の間にご結婚されたご夫婦	

申込方法	社会福祉協議会、各支所へ電話またはメール
	 ▲メールフォーム
申込期限	10月23日(金)

申込・問 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125



土地取引の後には届出を！ ～10月は土地月間です～

10月は「土地月間」です。
一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、届出を行う必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲詳細

問 企画政策課 企画政策G ☎52-1111 内線310